# を募集(パブリックコメント)します 太田原市子ども権利条例に関する意見

市民の皆さまからご意見を募集(パブリックコメント)します。 「大田原市子ども権利条例 (案)」について、次のとおり



### 意見公募の内容など

のものです。 ができる社会の実現を目指すため もが幸福で健やかに成長すること 市民などの役割を明確にし、子ど 利を保障し、市・保護者・学校・ 子ども権利条例とは、子どもの権 利条例」の策定を進めています。 市では「大田原市子ども権

さい。 の皆さまのご意見をお聞かせくだ 条例案を作成しましたので、 市民

を目指します を行い、平成25年4月1日の施行 提出いただいた意見を集約し検討

### 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方(個 団体を問いません) Ý

- 市内在住、在勤または在学中の方
- 市内に事務所や事業所を有する方 またはその他の団体
- 市に納税義務のある方
- 条例案の公表および閲覧方法 今回の条例案に利害関係のある方 の方法により条例案を閲覧または 左記の提出期間中、次のいずれか

入手できます。

阅覧・入手》 市ホームページ

☐ http://www.city.ohtawara tochigi.jp

- 政策推進課
- ・湯津上支所
- 黒羽支所

※閲覧受付は、土・日曜日・祝日を 除く午前8時3分~午後5時

#### 提出期間

※郵便の場合は9月5日(水)までの 8月15日(水)~9月5日

#### 提出方法

消印有効

①郵便 かの方法により提出してください。 連絡先を明記のうえ、次のいずれ 所定の意見書用紙に住所、氏名、

②ファクシミリ

③電子メール

④条例案の閲覧場所の窓口へ直接提出 ※電話での受け付けはできません。

### 意見の取り扱い

考え方を公表する必要があると認 提出いただいたご意見は、内容に められる場合は、後日公表します。 ついて検討し、これに対する市の

意見公募結果の公表にあたっては、 情報は公表しません。 ご意見提出者の氏名その他の個人 ご了承ください の回答はしませんのであらかじめ

個々のご意見に対して直接、

個 別

#### 提出先・問い合わせ 政策推進課政策推進係 A 2 階

大田原市本町1‐4 T324 - 8641

(23) 8748 **1** (23) 8701

seisakusuishin@city.ohtawara. tochigi.jp

### ※意見公募(パブリックコメント) 手続とは

目的、 最終的な意思決定を行う手続の 意見を求め、これにより提出さ を市民の皆さまに公表し、広く ことをいいます。 れた意見を十分に考慮して市が にあたって、 市の基本的な計画などの策定 内容、その他必要な事項 その計画の趣旨、

性の向上を図るとともに、 するものです。 の皆さまの市政参加を促進し、 営における公正性の確保と透明 よるまちづくりを実現しようと 民の皆さまと行政との協働に 意見公募手続の目的は市政 市民

青少年健全育成市民大会

開催されました。 ルで、「青少年健全育成市民大会」が 7月7日(土)、市総合文化会館ホ

われ、10名の小中 学生が最優秀賞を と標語の表彰が行 テーマとした作文 成・非行の防止を 青少年の健全育 社会環境の浄化と



ままで (大学) まる作文発表、防犯アナリストの梅表彰式終了後には、受賞者3名に 本正行氏による講演が行われました。

受賞しました。

## )最優秀賞受賞者 (敬称略)

### 作文の部 紫乃(西原小6年)

標語の部 沼鷺小で増ま荒り野の山紫渕紫井の井い

萌夏(大田原中3年)

志穂 (野崎中2年)

菜月(奥沢小6年)

問い合わせ 将大(大田原小3年)

少年指導センター **1** (22) 5884